

# 栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」活用支援事業実施要領

制定 令和8（2026）年4月1日 経流第1号

## 第1 目的

栃木県には、生産量日本一のいちごだけでなく、首都圏を中心に日々の食卓を支える高品質で多彩な農産物があるものの、それらに対する消費者の認知度や購入意欲は低い。そこで、県は、栃木県産農産物全体の認知度向上や購入促進を図るために、令和7（2025）年3月に策定した「栃木県産農産物ブランド化推進方針」に基づき令和8（2026）年1月に栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」（以下「ロゴマーク」という。）を作成し、これを活用しながら品目横断的なPRを展開することとしている。

そこで、本事業では、首都圏を中心とした消費者に対するロゴマーク及び栃木県産農産物の認知度向上を図るため、農業団体等によるロゴマークを活用した商品づくりを支援する。

## 第2 事業実施主体

栃木県産農産物の集出荷や販売を行う県内事業者等

## 第3 事業内容及び補助対象経費

### 1 事業内容

ロゴマークを活用した栃木県産農産物の出荷販売資材の制作

### 2 補助対象経費

出荷販売資材制作に係るデザイン費及び版代（印刷用の型の制作費用）

### 3 補助率

1／2以内（1資材の制作当たり対象事業費上限250千円）

## 第4 事業実施の手続き

### 1 事業実施計画の提出

事業実施主体は、事業実施計画書（別記様式第1号）を作成し、事業実施計画承認申請書（別記様式第2号－（1））に添付の上、事業実施主体の所在地を所管する農業振興事務所長に提出するものとする。

なお、県内全域を事業区域とする事業実施主体は、事業実施計画書（別記様式第1号）を作成し、事業実施計画承認申請書（別記様式第2号－（2））に添付の上、知事に提出するものとする。

### 2 事業の採択

前項により提出された事業実施計画書について、県は以下の項目を総合的に評価し、制作した出荷販売資材が活用されることで栃木県産農産物のPR効果がより大きいと考えられるものを優先的に採択するものとする。

（1）栃木県を代表する品目（産出額及び市場シェア率等の高い品目）の出荷販売資材であること

（2）出荷販売の年間計画数量が十分であること

- (3) 事業実施計画の達成が確実であること
- (4) 事業実施主体が栃木県産農産物ブランド化推進会議構成員であること

### 3 事業実施計画の承認

前項により採択された事業実施計画について、農業振興事務所長又は知事は内容を確認の上、承認し、事業実施主体宛て通知するものとする。

なお、当該事業実施計画を承認した農業振興事務所長は、申請書の写しを速やかに農政部長宛て1部提出するものとする。

### 4 実施計画の変更

次に掲げる事項の変更は、事業変更計画書（別記様式第3号）を作成し、事業実施計画変更承認申請書（別記様式第4号ー（1）又は別記様式第4号ー（2））に添付の上、第4の1に準じて提出するものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業費の30%を超える増又は県補助金の増
- (4) 事業費又は県補助金の30%を超える減

### 5 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他に委託して実施することができる。

## 第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、第4の事業が完了したときは、事業実施年度の2月末日までに、事業完了報告書（別記様式5ー（1）又は別記様式5ー（2））により、第4の1で申請した農業振興事務所長又は知事に報告するものとする。

なお、事業完了の報告を受けた農業振興事務所長は、事業完了報告書の写しを速やかに農政部長宛て1部提出するものとする。

## 第6 推進指導

県は、事業実施主体に対し、事業の適正な実施に必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第7 助成

県は、この事業に必要な経費に対し予算の範囲内において、栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」活用支援事業費補助金交付要領に定めるところにより助成するものとする。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、令和8（2026）年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和11（2029）年3月31日限り、その効力を失う。